

# 日本の政策決定における米国の影響

小 川 賢 治

## 目 次

はじめに

1. 問 題
2. 建築基準法改正
3. 商法改正
4. 天皇の布告文と「人間宣言」
5. 年次改革要望書
6. 日米合同委員会
7. 密 約

おわりに

(補注1) 「人間宣言」英文全文

(補注2) 外国貿易障壁報告書

(資料1) 降伏文書

(資料2) 一般命令第一号

文 献

## はじめに

2015年の日本の夏は安保法制に揺れた。

安倍政権は安保関連法の成立に執着したが、それは事前に米国と約束していたからであった。まず米国と約束をして、それを実現するために法律の成立にこだわる、というのは本末転倒であるが、このような政治手法は安倍政権に限るものではなく、戦後歴代の自民政権の政治にはいつも見られたものであった。

本稿は、そのように日本政府の政策は米国の政策に合わせるように決定されている、という説を検証しようとするものである。

米国の要望に合わせて国内の法律を改正した比較的最近の例として、建築基準法改正と商法改正を取り上げる。次いで、時代を遡り、第二次大戦敗戦時に、天皇の布告文と「人間宣言」が、米国から示された文書にもとづいて作成されたことについて説明する。その後、米国からの日本政府への要望をまとめて日本政府に制度改正を迫る文書である「年次改革要望書」と、日米間の密接な人的関係を表すものとして「日米合同委員会」を紹介する。そして、米国との秘密の約束に日本政府が拘束されている例（「密約」）について考える。以上の本文を補うものとして、（補注1）「人間宣言」英文全文、（補注2）外国貿易障壁報告書、（資料1）降伏文書、（資料2）一般命令第一号、を掲げる。

## 1. 問 題

本稿は、日本政府の政策は米国の政策に合わせるように決定されている、という説を検証しようとするものである。

（注） 「日本政府の政策は米国の政策に合わせるように決定されている」と書いたが、他にどのような類似の表現が可能であろうか。米国の果たす役割が大きい順にいくつか挙げる。

1. 日本政府の政策は米国によって決定されている（これは、米国が決定の主体であるという言い方である。現代の主権国家には有り得ないことである）。
2. 日本政府の政策は米国の政策に沿って決定されている（これは、決定しているのは日本であるが、米国の政策の果たしている役割が大きいことを表している）。

3. 日本政府の政策決定は米国の政策によって影響を受けている(影響を受けている、という言い方は、どのような影響なのかを明らかにすることを求められる曖昧さがある)。
4. 日本政府の政策決定がなされる前に米国の方針決定が行われている(これは影響関係には触れず、時間の前後関係を語るのみである)。

この四つの内では、二番目が、本文で用いた表現に最も近い。どのように表現するのが実態を最も正確に表しているかが重要であり、正確な表現を追求する必要があるが、本稿では「日本政府の政策は米国の政策に合わせるように決定されている」と表現しておくことにする。

2015年の日本の夏は安全保障法制で揺れた。この法案に関しては国民の間に反対の意見も多かったが、政府は衆議院の委員会で強行採決をしてまで成立させた。国民の間には、反対でないまでも、もっと時間をかけて慎重に審議すべきだという意見もあったが、通常国会で成立させることを安倍政権は急いだ。

なぜ反対意見や慎重審議を求める声があったのに、それらを無視して成立を強行したのか。その理由は、国会で審議が始まる前に政府が米国と約束していたからだ、ということになる。この点が本稿のテーマである。

安保法制の審議に関しては、集団的自衛権の当否や憲法違反の疑いなどの問題が連日メディアを賑わせていたが、事前に米国と約束していた点は、初期に一時期問題視されていたものの、比較的早い時期に語られることがなくなり、途中からはもっぱら集団的自衛権と憲法違反の可能性の問題が取り上げられていた。

しかし、一国の政策は、国民(の代表である国会)の意見にもとづいて決められるべきものである。内閣が何らかの政策方針を持っていたとしても、それをまず表明する相手は外国政府ではなく、国会である。その点で今回の安保法制は根本的に問題である。

日本政府の政策が米国の政策に合わせて決定されてきたことは、単に安倍政権だけのことではなく、第二次大戦敗戦以降のほとんどの自民党政府がしてきたことである。しかも、安全保障のような、国民の生活と安全に根底から影響するような重要な政策ほど、米国の影響が大きく働いている。このような政策決定のあり方は明らかに本末転倒であるが、残念ながら、日本政府が従来おこなってきたことにはそういうものが多い。このような問題点を指摘する文献がここ数年増えている。本稿は、それらを参照しつつ、この問題に検討を加えようとするものである。

さて、安倍首相による安全保障法制の推進は、その数カ月前に米国側と約束されていた。そのことを示す2015年4月28日の日経新聞の記事(ニューヨークの田島如生記者発)を引用する。

「日米両政府は27日午前(日本時間28日未明)、防衛協力のための指針(ガイドライン)を改訂した。中国による海洋進出など安全保障環境の変化を受け、日米がアジア太平洋を越えた地域で連携し、平時から有事まで切れ目なく対処する。与党はこれを裏付ける新たな安保法制で実質合意。自衛隊の活動を制限してきた日米協力は転機を迎えた。」

「日米両政府がニューヨーク市内で開いた外務・防衛担当閣僚会議(2プラス2)で合意した。日本側から岸田文雄外相と中谷元・防衛相、米側はケリー国務長官、カーター国防長官が出席。指針改定は18年ぶり。関連の共同文書も発表した。

指針改定は「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域が安定し平和で繁栄したものになる」ことを目的とし、日米の安保協力を拡大。自衛隊による米軍支援をさらに大幅に広げる。

(中略)

たとえば「日本周辺」としていた後方支援の範囲を日本の平和や安全に重要な影響を及ぼすようなケースと再定義。日本周辺以外で他国軍への給油などの後方支援ができる。米軍による日本防衛に重点を置いた協力から

地理的制約を設けずに共同対処や国際貢献を可能にする協力体制を築く。  
……」

この記事では、国内で審議するより前に米側と約束をしてしまうことへの疑問は一切持たれていない。しかし、「防衛協力のための指針(ガイドライン)」を2 + 2で決めたからと言って、それに拘束されて国会でそれを反映した法律を作らなければならない、というのは本末転倒であり、順序が間違っている。まず国民の(代表の)意思として国会で決定し、その後それにもとづいてガイドラインが決められるのが順序として本来であるはずである。

日本政府が政策を決定する前に、その元になるものを米国が決めていた例は多数あるが、特に次のようなものを挙げることができる。まず、第二次大戦の敗北時と、それに続く占領期には、この例は多い。占領期であるのだから当然のことではあるが、周知のものとしては日本国憲法が挙げられるし、一般に知られていないものとして、いわゆる天皇の「人間宣言」がある。このような、第二次大戦後の新しい日本の国家の特質を象徴的に表すようなものすら、基本的な部分は米国が原文を示したのである。また、戦後の日本の安全保障体系を決めた日米安全保障条約も同様であるが、それと関連する地位協定、行政協定も、米国の方針の下に(米国の利益に合うように)作られ結ばれている。日米安保に関わる日米間の取り決めは、国内法の上に位置づけられ、国内法に制約を加えている。例えば航空法では、国内の航空機は米軍の利用する空域以外をしか飛ぶことができない。これら以外に、米国の要望にもとづいて法改正されたものは多くあるが、以下では、まず、1998年に改正された建築基準法と2002年改正の商法について検討する。

本稿での議論は、日本国憲法はアメリカが作って日本に押しつけたものだという「押しつけ」論と関係があるが、それに留まらないもっと大きな

問題である。憲法だけでなく重要な日本の政策の少なからぬものが米国の方針に合うように決定されているということであり、日本国憲法は単に一つの例に過ぎない。

(注) 2015年12月24日に公開された外交文書において、1983年1月の訪米時の首脳会談で中曽根首相が、米国に日本の武器技術を供与することを表明したことが明らかになった。その訪米の後、国会では違憲などと追求を受けたが、その政策が決定され、武器輸出三原則が緩和される最初となった(朝日新聞、2015年12月24日付)。これも、特定の政策について、国会で審議するより前に米国に対して表明(約束)したことの一例である。

## 2. 建築基準法改正

こんなものにまで米国の意向が反映している例として建築基準法の改正を挙げる。日本政府は阪神淡路大震災の3年後の1998年6月、建築基準法を全面的に改正した。改正を答申した建築審議会は、改正が必要となった背景として、阪神淡路大震災の教訓とは別に、「海外の基準・規格との整合等を図ること」と「我が国の建築市場の国際化を踏まえ、国際調和に配慮した規制体系とすること」を挙げていると関岡英之は述べている [関岡：43-45]。ここで言う「市場の国際化」とは、おもに米国からの投資の対象にするという意味である。

改正の結果の一つとして、「仕様規定」が「性能規定」に変えられたことがある。「仕様規定」とは、国土交通省のホームページによれば、「構造物の材料や工法、寸法を具体的に規定するもの」であり、それに対して「性能規定」は、構造物に要求される「性能」を規定するものである。仕様規定は高度で精妙な木造建築の伝統工法を前提としているため、建築方

法の異なる外国の基準とは非常に異なっている [関岡：46]。よって、この「仕様規定」を「性能規定」に変更することは、建築物の建て方そのものを変えてしまうことにつながり、日本古来の匠の技を不要にし、外国の工法や建材が大量に日本に入ってくる道を開くことになる。また、地震が多い日本の建築基準は海外の基準より厳しいが、それを緩和することにもなる、と言われる [関岡：45]。

建築基準法の仕様規定から性能規定への歴史的転換のきっかけは、日米通商摩擦に発端をたどることができる [関岡：47]。阪神淡路大震災の6年前の1989年5月、アメリカは通商法スーパー301条を日本に対して発動した。この時標的とされた3品目は、スーパーコンピューター、人工衛星、木材(建築材料)であり、この3つの分野で外国企業の市場参入を阻む不公正をおこなっているとアメリカは日本を攻撃した。これに対して日本政府は初め、建築基準法は災害の教訓から日本の状況に即して定められているのだから基準を緩和する意思はないと抵抗したが、アメリカは圧力をかけ続け、ついに日本政府は、在米日本大使館の村田大使の名前でアメリカ通商代表部のカーラ・ヒルズ代表宛に書簡を出した(1990年6月15日付)。「木材製品に関連して日本政府が講じる措置」というタイトルの書簡だが、その中で、日米両国間の合意内容として、「建築基準は原則として性能規定とすることが好ましい」と書かれていた [関岡：48]。

この性能規定への改正方針は、建築審議会答申が出される7年も前に、日米両政府間で合意されていた。そのことは、建設大臣官房政策課監修『日米構造問題協議と建設行政』(大成出版社、1990年)にも記載されている。その文書の第3節「最終報告書要旨(公共投資、土地利用関連部分)」には、基本方針として、米国政府を重視していること、(米国からの)輸入機会が拡大すること、外国企業も含めた新規参入機会を増大させること、が謳われている(最終報告書とは『日米構造問題協議最終報告書』(90年6月発行)を指す) [建設大臣官房政策課：22-]。

より詳しく見ると、「(3)貯蓄・投資パターン」「Ⅱ対応策」「2今後の

積極的な取り組み」の、「社会資本整備の必要性、公共投資」の(7)に、「今後とも、建設市場に係る制度について内外無差別の原則を維持するとともに、引き続き米国政府と日米合意の誠実な実施及びそのレビューを行っていく。」と書かれている。また、「(4)土地利用」の「I 基本認識」には、「日本政府は、昨年12月、土地基本法を成立させた。…これらの措置により、住宅需要等が増大し、輸入機会の拡大につながることも期待される。」とある。さらに、「(6)排他的取引慣行」の「I 基本認識」に、「公正かつ自由な競争を維持、促進することは、消費者の利益となるばかりか、外国企業を含め、新規参入機会を増大させるものであり、…」という文言が見られる。

この点については、アメリカの公文書には堂々と記録されており、アメリカからの内政干渉であると関岡は言う [関岡：48-49]。日本側にはこのことを示す文書類は明らかになっていないが、アメリカ通商代表部が作成した『外国貿易障壁報告書』2000年版には、日本の建築基準法改正はアメリカ政府の要求に応じてなされたとか、アメリカの木材供給業者のビジネス・チャンス拡大につながったと書かれているという。また、建築基準法改正以外にも、たとえば賃貸住宅市場の整備を目的とする「定期借家権制度」の導入や、中古住宅市場の活性化を目的とする「住宅性能表示制度」も同様であるという(『外国貿易障壁報告書』とは、米国が他国の政策のうち貿易上の障害と考えるものを列挙して、それを除去するように各国に求めた文書である。稿末の(補注2)外国貿易障壁報告書、を参照のこと)。

### 3. 商法改正

2002年に商法が改正されたが、それはアメリカ型の経営組織を導入するための改正であると関岡は言っている [関岡：116]。アメリカ型経営組織



とは、ひとつには社外取締役制の導入であり、それによって、株主から送り込まれた社外取締役が生え抜き社長を解任して外部から社長を招聘できることにつながると言う。

商法改正も「年次改革要望書」の要求事項のひとつであった〔関岡：119-200〕（「年次改革要望書」とは、米国政府が日本政府に対して改革を求める項目を列挙した文書である。（補注1）をも参照のこと）。

2000年版の「年次改革要望書」に書かれているのは、

- 取締役の条件として特定の国籍や、その会社の社員に限るといった規定を禁止せよ。
- 電話やビデオ会議や書面による取締役会の決議を認めよ。
- 電話やファックスや電子的手段による株主総会の投票を認めよ。

という要求である。これらは日本企業の社外取締役に就任したアメリカ人が、アメリカに居ながらにして経営をコントロールできるようにしようとしていることだと言える、と関岡は言う。

商法改正にこのような狙いがあることは、別の論者によっても指摘されている〔橋本：16-19〕。「2002年春の商法改正では、企業の不祥事への対応といった観点から改正が行われてきたコーポレートガバナンスのあり方を、企業の国際競争力を高める観点から見直すと同時に、新しいガバナンスシステムを提示しようとしている。」「2002年春の商法改正では、米国における取締役会のあり方に習った新しいコーポレートガバナンスシステムが導入され、従来のガバナンスシステムといずれかを選択できることになる。」「改正商法に盛り込まれる新型ガバナンスシステムは、米国の制度に習うものといわれている。」

この商法改正と関連する問題として以下の点が挙げられている〔関岡：121-133〕。アメリカ型の社外取締役制度を日本に導入させる理由として、『外国貿易障壁報告書』2002年版には、日本では「企業幹部が株主より会

社への忠誠を優先させることがM&Aの申し入れを早い段階で拒絶することにつながるため、こうしたことを減らす」ためと書かれていると言う[関岡：121]。

企業だけでなく企業を監督する官庁もアメリカのコントロール下に置かれそうな気配がある。「年次改革要望書」は最初の1994年版以来一貫して、日本の公正取引委員会を問題にしてきた。具体的な人数まで指定して、公取委の職員数を増すよう日本政府に要求している。そして現実には、公取委は行革の方針にもかかわらず予算や人員を増やしてきた。また、国税庁並みの捜査権限を与えよとか内部告発者との司法取引などの捜査手段をあたえよ、摘発件数をもっと増やせ、などという注文を出してきている。独占禁止法についても、違反者や捜査妨害者に対する禁固刑の長さや罰金の金額まで具体的に指定して罰則を強化するよう法改正を要求してきている。公取委の所管官庁を総務省から内閣府に移せという要求もしてきて、これは2003年4月の法改正によってアメリカの要求通り実現している。

アメリカが規制緩和の原則に反して公取委の権限強化を迫る理由は次のようなものであると言う。1988年5月に日本の建設市場の開放に関して日米が合意した。ところが実際にはアメリカの建設業者が仕事を受注できない。そこで、アメリカは受注業者を決める日本政府のやり方(指名競争入札制度)に問題があると考え始めた。そして、マスメディアを使って日本の公共事業の入札制度を「不透明で不公正」と非難の大キャンペーンを展開し始めた。日本政府はアメリカなどからの非難にたえかねて、1994年1月「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を発表した。建設省は、日本の公共事業に透明性・客観性・競争性をもたらすことができると表明した。この結果、「指名競争入札制度」は談合と批判されて崩壊した。

「年次改革要望書」でアメリカは毎年、通信、郵政、電力、ガスといった公益事業分野での、新規参入者(たとえばアメリカ企業)への排他的行為の取締りを強化せよと要求してきている。アメリカが日本政府に圧力をかけ

て公正取引委員会の所管官庁を総務省から内閣府へ変更させた理由は、総務省は郵政などを管轄しているので、公取委が総務省傘下のままでは中立的に動くかどうか疑わしいとアメリカが考えたということだったと言う〔関岡：133〕。

#### 4. 天皇の布告文と「人間宣言」

第二次大戦敗戦時には連合国また占領軍から日本政府に対して多くの指令が発せられた。その最も象徴的なのが、その時まで神の末裔であり日本の主権者であった天皇が発布した布告文の数々と、昭和21年年頭の詔書（いわゆる天皇の「人間宣言」）に対して、連合国側が指示をくださったことである（これらが米国の指示の下に作成されたことは、占領時のことなので、ある意味で当然のことであるが、後に占領を脱した後も同様のことが行われてきたのは異常なことである）。そのような指示の幾つかを以下に示す。

米国は戦争中から、終戦後は天皇を利用して日本統治を進めようと考えていたが、その試みは、1945年8月15日の敗戦後、すぐに始まった。正式な降伏手続きのために、マニラにいたマッカーサーのもとに呼びつけられた軍使（陸軍参謀次長・河辺虎四郎）が8月21日に三つの文書を持ち帰った〔矢部：127〕。これらは全て英文であり、それを日本語に翻訳して公表させた。その三つの文書とは、

- ①降伏文書（ポツダム宣言受諾のための）（稿末の（資料1）に英文・日本語の全文を掲載している）
- ②一般命令第一号（陸軍と海軍に対して降伏や武装解除をどのように行うかを、米軍側から具体的に指示した文書）（これも稿末の（資料2）に英文・日本語の全文を掲載している）
- ③天皇の布告文（ミズーリ号での降伏文書へのサインと同時に発表するよう指示された天皇の声明文）

である。

③の一部は以下のようなものである [矢部：127]。「私」は天皇を指す。「…日本政府および大本営に対し、連合国最高司令官が提示した降伏文書の内容に私にかわってサインし、かつ連合国最高司令官の指示にもとづき、陸海軍に対する一般命令を出すことを命じた。」

降伏するのは米国ではなく日本なのだから、日本の主体性のもとにそのための文書を作成するのがごく当然のはずであるが、そうではなく、こういうものにまで米国側が指示を下していた。軍隊の武装解除についても同様である。

(注) 有名な昭和天皇とマッカーサーの第1回会見は1945年9月27日におこなわれたが、その2日前に開かれたアメリカ・メディア(NYタイムズとUP通信)への昭和天皇の「記者会見」においても、一問一答形式の「インタビュー」は、事前に日米間でよく検討され、練り上げられたものだった。質問は許されなかったと矢部は言う [矢部：135]。その会見内容の一部は、今後の日本は、イギリス型の立憲君主国でやっていく、重大な国際法違反である宣戦布告前の真珠湾攻撃は東条首相が自分への相談なくおこなったことである、必要な変革(=ポツダム宣言の確実な実行)をおこない、将来二度と戦争をすることのないような平和国家をめざす、というものであった。

そのような降伏直後の時期から一段落して、戦後の国家体制を構築するための諸々の法律を策定するようになってからも米国による指示は続く。日本国憲法の制定は最も有名な例の一つだが、国会法の制定も同様であった。「GHQは、国会法案の帝国議会提出までに4次にわたる指示を行った。その内容は広範かつ詳細で、意義不明な内容もあったが日本側は従順であり、指示を反映する草案改定を重ねていった。日本側が占領下にあることを考慮すれば、これは合理的な態度であり、…」と言われている [梶田：

196]。ここに見られるように、GHQからの指示が力を持っており、日本側はそれに従って法案を作成していったことがわかる。

### 「人間宣言」

米軍の日本占領において思想面での国家改造を担当したのは民間情報教育局(CIE。Civil Information and Educational Section)であったが、CIEは1945年12月15日に「国家神道廃止令」という指令を出す。が、その指令には「天皇は神ではない」という内容は書かれていなかったため、それを天皇本人に言わせようということになった[矢部：142]。それはいわゆる「人間宣言」の中で昭和天皇が語ることになるので、次にそれを見る(「人間宣言」は、昭和21年1月1日に官報により発布された昭和天皇の年頭の詔書の通称である)。

昭和天皇の「人間宣言」も最初は英文で書かれたものが米国側から示されたということは大部分の日本人が知らないことである。「人間宣言」のうち神格否定の部分の原文と日本語を次に掲げる(〔毎日新聞社〕による。英文の全文は稿末の(補注1)を参照のこと)。

The ties between us and the nation have been very close. They do not depend only upon myth and legend ; they do not depend at all upon the mistaken idea that the Japanese are of devine descent, superior to other peoples, and destined to rule them. They are the bonds of trust, of affection, forged by centuries of devotion and love.

この部分に対応する日本語は以下の通りである。

「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配ス

ベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。」

英文の「日本人は神の末裔である」という部分は日本文においては「天皇ヲ以テ現御神トシ」と訳されている。神の末裔であるものを日本人全体でなく天皇のみに限定している。また、英文では明確に「誤った mistaken」と書かれているものを日本文では「架空なる」として意味を弱めている。

この点に関して矢部は言う [矢部：147]。「the mistaken…descent」が「天皇ヲ…架空ナル觀念」に変わっている理由は、英語文案が作られた後で、マッカーサーが、「日本人は…誤った觀念」ではなく「天皇は…誤った觀念」に変えよと言ってきたからである。しかし日本側は、皇室が神の末裔ではないとすることは認められないとして、こういう文章になった。その結果、天照大神が皇室の祖先であるという皇室のアイデンティティは守られ、祭儀についても以前と同じくおこなえることになった。

なお、英文にない「五箇条の御誓文」が日本文では冒頭に付け加えられたが、それは昭和天皇の意向によるものだと言われている。

## 5. 年次改革要望書

日本政府の政策決定における米国からの影響を考える際、「年次改革要望書」が決定的に重要である。それは日本に対する恒常的な内政干渉としか表現しようのないものだと言われている [関岡：50-57]。

「年次改革要望書」の正式名称は、「日米規制改革および競争政策イニシアティブ The US-Japan Regulatory Reform and Competitive Policy Initiative に基づく日本国政府への米国政府要望書」である [和田：24-] [関岡：55]。「年次改革要望書」は、アメリカ政府が毎年10月に日本政府に突きつけてくる文書で、2001年版まで5つの優先分野(通信、金融、医療機器・医薬品、エネルギー、住宅分野)が指定されていた。それ以降は住宅分

野が姿を消した。要望が実現したからだと言っている。

武富薫もこれと同じ見方をしている。「年次改革要望書」の実態は、「米国が一方的に日本に突きつける「対日経済要求」に過ぎない。」「米国は、小泉政権時代には、300兆円の資金量を誇る郵政民営化のほか、医療分野（混合診療解禁や医薬品の早期認可など）を要求。小泉政権は「構造改革」の名の下に、米国の要求通りの経済改革を段階的に推進した。」[武富：102-]。

石川雅彦は、このような年次改革要望書の性格を端的に表現した元 USTR（アメリカ通商代表部）職員の言葉を引いている。「年次改革要望書」は二国間交渉のひとつの理想形だ。文書に掲載することで、日本が米国の意向をくみ取り、国内調整をして貿易障壁を取り除いてくれるのだから。」[石川：27-]。

「年次改革要望書」は単なる形式的な外交文書でも、退屈な年中行事でもないと言われる [関岡：55]。各項目は、日本の各省庁の担当部門に振り分けられ、それぞれ内部で検討され、やがて審議会にかけられ、最終的には法律や制度が改正されて着実に実現されていく。そして日本とアメリカの当局者が定期的な点検会合を開く。この外圧の成果は、最終的にはアメリカ通商代表部が毎年3月に連邦議会に提出する『外国貿易障壁報告書』のなかで報告される。

野口裕一は、2008年10月15日に出された年次改革要望書の一部の日本語仮訳を示している [野口：30-]。年次改革要望書のもっている意味がよく現れていると言える。

「米国は、今年8回目となる規制改革イニシアティブの要望書で、新たに進展が見込める分野について概説している。こうした進展は、例えば、貿易や経済活動に対する不必要に負担が重い障壁の撤廃や簡素化に寄与し、規制プロセスの透明性を高めること等でビジネス環境を改善し、競争の促進を通じて、また、消費者のニーズに応えるために新しい市場を創出することを通じて、新たなビジネス機会を刺激することになるであろう。

米国は、通信、情報技術、知的財産、医療機器・医薬品、競争政策、商

法および司法改革，透明性，公社の民営化，流通，農業などの分野で，上記の目標に即した新たな措置を日本が取るよう幅広い提言を行っている。」

## 作成の経過

「年次改革要望書」は、『外国貿易障壁報告書』2000年版によると，1993年7月の宮沢首相とクリントン大統領の首脳会談で作成することが決まったものだという。個別産業分野の市場参入問題や，分野をまたがる構造的な問題の是正を日本に迫るための，アメリカ政府の包括的なアプローチである，と説明されている [関岡：52]。1994年の最初の「年次改革要望書」は「32ページの英語の文書で，個別産業分野としては農業，自動車，建築材料，流通，エネルギー，金融，投資，弁護士業，医薬・医療，情報通信など，分野横断的なテーマとしては規制緩和や行政改革，審議会行政や情報公開，独占禁止法と公正取引委員会，入札制度や業界慣行，そして民事訴訟制度などが網羅され，まさに日本の産業，経済，行政から司法にいたるまで，そのすべてを対象にさまざまな要求を列挙したものだ。」

2002年までに「年次改革要望書」を担当していた米国通商代表部の「日本部」は廃止されたが，その後も2002年や2003年に年次改革要望書は発行されている。それらには，電源開発を民営化せよとか，支配的電気通信事業者(NTT)に独禁法を適用できるようにせよとか，郵政公社の民営化計画に関して外資系保険会社にも意見を言わせよなどと書かれている。日本で大きな議論になっている医療制度改革についてもかなりのページをさいている。数年後の日本になにが起きるかを知りたいときには必読の文献であると関岡は言う [関岡：59]。

民主党・鳩山由紀夫政権は2009年8月，この要望書の受取窓口だった「日米規制改革委員会」を廃止して年次改革要望書を廃止した。しかし，次の菅首相はオバマ大統領との首脳会談で，2010年3月から新たに「日米経済調和対話 United States-Japan Economic Harmonization Initiative」という二国間協議の枠組を作ることで合意した。



「年次改革要望書」は鳩山首相の退陣にもつながっている。「鳩山内閣が1年で倒れたのは、…年次改革要望書の廃止により「日本の経済主権」を握る米国の虎の尾を踏んだからという側面がある。」他方、野田政権のような米国の要望に従順な政権は安泰である。「安倍政権になってからの「日米経済調和対話」は開かれていない。理由は安倍首相が TPP 交渉参加を表明したから。」外務省 OB は言う。「米国にとって TPP は日本にこれまでの年次改革要望書を一気に実行することを迫るものだ。…安倍政権としては日本国内で“米国追従”との批判が強い要望書はない方が好都合だ。」[武富：102-] [和田：24-]。

日本政府もアメリカ政府に対して要望書を提出することになっていて、表面上は対等かつ双方向という建前になっているが、もともとこの要望書は外圧の一手段としてアメリカから提案されたものであり、ことの発端からして双方向ではなかった [関岡：53]。外務省の公式ホームページには、日本政府が毎年アメリカ政府へ送った「年次改革要望書」が掲載されているが、アメリカ政府が日本政府へ提示した方は公開されていない。しかし、アメリカ政府の日本政府に対する年次改革要望書は、全文が日本語に翻訳され、在日アメリカ大使館の公式ホームページで公開されていると関岡は言う [関岡：54]。

年次改革要望書は日米双方から出されているが、では、日本側からはどのような要望が出されているのか。2004年の年次改革要望書を見ると、要望事項として、日本国民が円滑に米国に入国できること、ビザの発行や更新をスピード化すること、メートル法の使用を拡大すること、米国での外国人弁護士受入れを全州で拡大すること、WTO 協定違反が確定した貿易措置を早急に撤廃すること、が挙げられている [石川：27-]。これに対して石川は、幼稚な感じ、という感想を述べているが、先の元 USTR 職員は、日本の方が規制が多いということの証明であり、米国にはそれほど日本が要求するほどの改善点がないということだ、と語っている。この要望書の本質が透けて見えるように思われる。

(注) 年次改革要望書で米国がとりあげたもので、その後日本で法改正や制度改正が行われたものは、主なものだけでも以下のように多数に上る [荒井：22-] [和田：24] [石川：27]。

「年次改革要望書」での米政府の要望と、日本の対応(実施年)の順に示す。

電信電話事業の民営化	NTT の分離・分割(1997年)
大蔵省の分割	金融監督庁の設置(1997年)
建築の規制緩和	建築基準法改正(1998年)
人材派遣の自由化	労働基準法改正(1999年)
会計制度改革	時価会計制度導入(2000年)
談合排除	公正取引委員会法改正 = 同強化(2003年)
法曹人口の増大	法科大学院の設置(2004年)
郵政民営化	郵政民営化法(2005年)
近代的合併導入	新会社法 = 合併・買収の容易化(2005年)
貸金業	貸金業法改正(2006年)

これら以外に、持ち株会社解禁(1997年)、大規模小売店舗法の廃止(2000年)、確定拠出年金制度導入(2001年)も挙げられる。

## 6. 日米合同委員会

日米間の政策の密接性について知るためには日米政府間の人的関係をも知る必要がある。その関係を象徴的に示すのが日米合同委員会である。

### 目的・特色

「日米合同委員会」は、日米安保条約と、その下にある日米地位協定

(在日米軍の法的な特権について定めたもの)に基づき、在日米軍の具体的な運用について会議をするために設置されたもので、日本の安全保障の根幹に直接かかわる問題から、米軍基地と周辺住民の諍いまで協議される。毎月2回会議がおこなわれているが、会合の中身は一切明かされない [矢部：50] [SAPIO 編集部：47-]。

日米合同委員会は「…日米の協議機関と規定されながら、アメリカの指示にしたがうことが実質的役割であった。それは当時、ラスク米上院議員が「合同委員会の決定がアメリカの権力行使を妨げるような事態があると、米の主権に対する重大な制限として、米議会の承認を経なければならない」と発言したことからも明らかである。」 [日米地位協定研究会：137-]。

前泊博盛に依れば、日米合同委員会での取り決めは「基本的に軍事関連の取り決めなので米軍側は情報を出したくない。また、米軍に有利に推移した合意内容を表に出して、日本人の神経を逆なでしたくないという思いもある。日本側としても、米国との交渉に負けた、との誹りを避けるために、できるだけ隠密に事を収めたい。」 「必然的に日米合同委員会は「密約」の温床になってしまう。」 [SAPIO 編集部：47-]。

もともと、この日米合同委員会が作られた経緯は以下のようなものである [末浪，2012] [矢部：262]。吉田首相が1952年7月と1954年2月の二度、アメリカに口頭で約束したこととして、日本国内で有事つまり戦争状態になったとアメリカが判断した瞬間、自衛隊は在日米軍の指揮下に入るとされていることがある [古関，1981] [矢部：274-275]。この「統一指揮権」の取り決めを見せられた時、吉田首相が、これが国民の眼に触れたら大変だから削除してほしいと頼んだが入れられず、その代わりに、合同委員会を設けたいと提案してできたのが日米合同委員会であるという。その結果「統一指揮権」の取り決めは密約となった。

日米合同委員会は協議のための機関なので、それが決定したことを日米両政府の代表者が政府間の合意として確定する行為が必要になるが、日米合同委員会の日本政府代表者は通常の政府の代表者としての地位をかねそ

なえており、政府の代表者として署名する。政府間で締結した条約・協定は国会で承認されるのが普通であるが、日米合同委員会は国会への報告をおこなわない [日米地位協定研究会：137-]。

(注) 日米合同委員会の委員は、平成24年2月時点での外務省のHPでは次のような役職者である。

日本側

代表：外務省北米局長,

代表代理：法務省大臣官房長,

平委員：農林水産省経営局長, 防衛省地方協力局長, 外務省北米局  
参事官, 財務省大臣官房審議官

米国側

代表：在日米軍司令部副司令官,

代表代理：在日米大使館公使,

平委員：在日米軍司令部第五部長, 在日米陸軍司令部参謀長, 在日  
米空軍司令部副司令官, 在日米海軍司令部参謀長, 在日米  
海兵隊基地司令部参謀長。

この親委員会の下に多数の下位委員会がある。

日本政府は日米合同委員会についていかなる認識を持っているのか。衆議院において次のような認識が示されている [衆議院調査局：222]。2008年1月の「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」における政府側の説明である。「(日米)合同委員会における合意事項には法的拘束力がなく、その運用については米軍側の裁量に任されている。米軍兵士による事件の際、地位協定上の問題となるのが、被疑者の身体拘束をめぐる問題である。」

## 運用の実際

日米合同委員会の扱う案件ではあらゆる問題で米軍の要求を優先してい

る。例えば、那覇空港を離発着する民間航空機は米軍機を優先するために、米軍の嘉手納基地から進入管制を受けている(1972年5月15日の日米合同委員会合意による) [日米地位協定研究会：137-]。

1957年のジラード事件や2004年の沖縄国際大学への米軍機の墜落は日米合同委員会が決定的な役割を果たした事件である [矢部：82]。ジラード事件とは、1957年に群馬県で21歳の米兵ジラードが46歳の日本人主婦を基地の中で遊び半分に射殺したという事件であったが、その扱いに日米合同委員会が大きくかかわった。日米合同委員会の秘密合意事項として、「(日本の検察が)ジラードを殺人罪ではなく、傷害致死罪で起訴すること」、「日本側が、日本の訴訟代理人(検察庁)を通じて、日本の裁判所に対し判決を可能なかぎり軽くするように勧告すること」が合意された。それに従って、懲役5年という求刑に対して、地裁は懲役3年執行猶予4年という判決を下した。懲役が3年であれば執行猶予をつけることができるのである。この判決に検察は控訴せず執行猶予が確定し、そのあと2週間後にジラードは帰国した。

沖縄国際大学への米軍ヘリの墜落事故では、米軍が現場を封鎖し、日本の警察、外務省幹部の立ち入りも拒否した [矢部：108]。その後、それが問題になったので、日米合同委員会が新しいガイドラインを取り決めた。

その新しい「米軍基地外での米軍機事故に関するガイドライン」とは、

- ①事故現場の周囲に、内側と外側の2つの規制ラインを設ける。
- ②外側の規制ラインは日本側が管理する。
- ③内側の規制ラインに「立ち入りポイント」を定め、人の出入りを日米共同で管理する。
- ④事故機の残骸と部品は、アメリカ側が管理する。

というものであった。

このガイドラインによって、3つの規制ゾーンができ、米軍が設定した規制ラインの内側は米軍が独占的に管理できることになった。

1995年の少女暴行事件の後も地位協定の改定をすることはなく、日米合

同委員会は起訴前の犯人の引き渡しに「好意的考慮を払う」という趣旨の合意をおこなったのみで、国会承認案件として提出されることもなかった。ドイツではNATO地位協定の補足協定を改定して米軍機の超低空飛行の禁止などの措置を講じたのと全く異なっている〔日米地位協定研究会：137-〕。

日米合同委員会のごく初期から、必要なことは迅速に決定を下していたことを示す資料がある〔神田・久保田〕。1952年に米軍基地反対闘争が闘われていた石川県の内灘では、「内灘村では駐留米軍の用地接收係が現地視察にやってきた。それからたった十日余り後にはもう日米合同委員会で接收が決っていたらしい。」と言う。

比較的最近(2008年)には、次のような日米合同委員会の合意がある。まず、北関東防衛局に依ると、「東京都の災害時等の赤坂プレスセンターのヘリポート使用」という記事において、「昨年4月、都道府県等による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設への立ち入りについて、日米合同委員会において合意されました。」という記述がある〔北関東防衛局〕。2011年には佐世保市長が〔朝長〕、前畑弾薬庫の移転・返還に関しては、これまで日米合同委員会の下部機関である「施設調査部会」で調整が進められてきましたが、2011年1月17日、移転に関する基本的内容について、日米合同委員会で正式に合意されました。これは、大きな前進と捉えています。と語っている。

## 7. 密 約

日本政府の政策決定が米国の政策に合わせてなされている、という問題に関しては「密約」の問題を忘れることはできない。公開された日米の取り決めによって日本が拘束されている事例は十分に多いが、それとは別に、

秘密の約束によってそれが行われているものも多い。こちらは公開のものより格段に問題である。

密約で有名なのは沖縄返還時の米軍による核兵器持ち込みであるが〔西山〕〔澤地〕〔若泉〕、それ以外に非常に多くの密約がある(あった)ことが近年では、米国で機密解除された文書の公開に伴って明らかになっている〔新原, 1990〕〔新原, 2011〕〔末浪, 2012〕〔末浪, 2015〕。一例として、1959年の砂川事件の際の田中耕太郎最高裁長官による判決〔吉田ほか, 2014〕〔布川・新原〕、日米地位協定に関わるもろもろの問題〔琉球新報社〕〔吉田, 2010〕がある。

安全保障体制に関しては、安保法体系に明記されていない隠された法体系すなわち密約法の体系があり、この密約法体系の存在を考えに入れて議論しないと、沖縄や福島での人権侵害をストップできないし、裁判所はなぜ不可解な判決を出すのかが判らないと矢部は言う〔矢部：65〕。

上記の文献によると以下のような密約が明らかになっている。

まず、1957年2月14日に東京の米国大使館が本国の国務省に送った「在日米軍基地に関する報告」を挙げる。その報告は次のような内容を含んでいる〔新原, 2011：41〕。

日本での米軍基地のもつ特徴の一つは「米国に与えられた基地権の寛大さにある。安保条約第3条にもとづいて取り決められた行政協定は、米国が占領中に持っていた軍事活動遂行のための大幅な自立的行動の権限と独立した活動の権利を米国のために保護している。安保条約のもとでは、日本政府とのいかなる相談もなしに「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」するためわが軍を使うことができる。

行政協定のもとでは、新しい基地についての要件を決める権利も、現存する基地を保持し続ける権利も、米軍の判断にゆだねられている。それぞれの米軍施設に適用される基本合意が存在する。これに加えて、地域の主権と利益を侵害する多数の補足取り決めが存在する。多数の米国の諜報活動機関と対敵諜報活動機関の数知れぬ要員がなんの妨げも受けず日本中で

活動している。

米軍の部隊、装備、家族なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、また地元当局への事前情報連絡さえなしに日本への出入を自由におこなう権限が与えられている。日本国内では演習がおこなわれ、射撃訓練が実施され、軍用機は飛び、その他の日常的な死活的に重要な軍事活動がなされている。すべてが行政協定で確立した基地権にもとづく米側の決定によって。

米軍施設の維持をすすんで黙認する日本側の過去ならびに今日までの姿勢は心強い…。」

この報告では、米軍のもつ権利の大きいこと、日本政府との相談を必要とせずに軍が行動でき、日本国内への出入りも自由であること、日本政府は米軍維持を黙認していること、があからさまに書かれている。

日本国内への出入りが自由であるという点に関しては、現在でも米軍やCIAの関係者は直接、横田基地や横須賀基地にやってきて、そこから都心(青山公園内の「六本木ヘリポート」)にヘリで向かう。さらに六本木ヘリポートから、日米合同委員会の開かれる「ニューサンノー米軍センター」(米軍専用のホテル兼会議場)やアメリカ大使館までは、車で五分程度で移動することができると言われる [矢部：76]。

2012年に沖縄への配備が問題になった垂直離着陸輸送機オスプレイは、アメリカ本土では「遺跡に与える影響」や「コウモリの生態系にあたる影響」を考慮して、訓練が中止されているが、日本ではそれらのことが問題にされたことはない。配備直前の2012年7月、野田首相は、「配備自体はアメリカ政府の方針で、同盟関係にあるとはいえ、どうしろ、こうしろという話ではない」と語った [矢部：71]。野田首相がこのように語ったのは、上に示した秘密報告書で、「安保条約のもとでは、日本政府とのいかなる相談もなしに「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」するためわが軍を使うことができる。」「米軍の部隊、装備、家族なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、また地元当局への事前情報連絡さえなし



に日本への出入を自由におこなう権限が与えられている。」と定められているからである。

時代を遡ると、1960年の新安保条約を調印する直前(1月6日)に、岸政権の藤山外務大臣とマッカーサー駐日アメリカ大使がサインした「基地の権利に関する密約(基地権密約)」がある。それは次のようなものである [矢部：69]。

「日本国における合衆国軍隊の使用のため日本国政府によって許与された施設および区域内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定(矢部注：新安保条約のもとでの「日米地位協定」)第3条1項の改定された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定(矢部注：旧安保条約のもとでの「日米行政協定」)のもとと変わることなく続く。」

すなわち、安保条約が改定されても、合衆国の権利は変わらず維持されるということである。

密約と似た性格のものに、矢部が「裏マニュアル」と呼ぶものがある。自国内の外国軍にほとんど無制限に近い行動の自由を許可する三つの裏マニュアルがあるというのである [矢部：80-83]。その三つとは、

- ①最高裁の「部外秘資料」(1952年9月。正式名称は「日米行政協定に伴う民事及び特別法関係資料」, 最高裁判所総務局／編集・発行)
- ②検察の「実務資料」(正式名称は「外国軍隊に対する刑事裁判権の解説及び資料」1954年10月, のちに、「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権実務資料」1972年3月, 法務省刑事局／作成・発行)
- ③外務省の「日米地位協定の考え方」(1973年4月。外務省条約局／作成)である。

三つの裏マニュアルは、ウラ側での権力行使を、オモテ側の日本国憲法・法体系の中にどうやって位置づけるか、また位置づけたふりをするかという目的のためにつくられたものであると矢部は言う [矢部：84]。国家の中枢にいる外務官僚や法務官僚たちが、オモテ側の法体系を尊重しなくなり、その結果、ウラ側の法体系を無視した鳩山政権は9ヶ月で崩壊し、

他方、官僚の言いなりにふるまった野田政権は1年4ヶ月つづいた。アメリカの方針と異なる政治を行おうとした首相は退陣に追い込まれる。

鳩山首相が退陣に追い込まれた時には外務省等幹部の次のような裏切りがあった [矢部：18]。「普天間の「移設」問題が大詰めをむかえた2010年4月6日、鳩山さんが外務省と防衛省、内閣官房から幹部を二人ずつ首相官邸に呼んで秘密の会合をもち、「徳之島移設案」という最終方針を伝えた。そのあと酒をくみかわしながら、「これからこのメンバーで、この案で、最後まで戦っていく。力を合わせて目標にたどりつこう。ついてはこういった話し合いが外にもれることが、一番ダメージが大きい。とにかく情報管理だけはくれぐれも注意してくれ」と言った。「これからの行動は、すべて秘密裏に行ってくれ」と念を押したわけです。しかしその翌日、なんと朝日新聞の夕刊一面に、その秘密会合の内容がそのままリークされた。つまり、「われわれは、あなたの言うことは聞きませんよ」という意思表示を堂々とやられてしまったわけです。」

この事態は、鳩山退陣1年後ウィキリークスのサイトがこの問題に関するアメリカ政府の公文書を公開したことで裏付けられた。それによると、トップクラスの防衛官僚や外務官僚がアメリカ側の交渉担当者に対して次のように語っている [矢部：19]。「(民主党の要求に対し)早期に柔軟さを見せるべきでない」(高見澤将林・防衛省防衛政策局長)。「(民主党の考え方は)馬鹿げたもので、(いずれ)学ぶことになるだろう」(齋木昭隆・外務省アジア大洋州局長、のちに外務事務次官)という発言である。総理大臣が最も権力をもった存在であるという自明のはずの真理がここでは成立していない。

これらの密約は検証がなされない。調査が行われた場合も「有識者委員会」が「合意文書は存在したが、現実の状況には影響をあたえなかった」というような非論理的な結論を、まともな証明もなしに出して終わりにされる [矢部：110]。鳩山政権も密約についての調査をしようとしたが、外務省の委嘱を受けた「有識者委員会」(座長・北岡伸一)は2010年3月、厳密な意味での密約はなかったという報告を出した。アメリカは公文書を開

示しているののである [新原, 2011]。

2015年7月1日に安倍政権が閣議決定した「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認」の先にあるのは「密約の実現化」である。だから、「オモテ側の役者」である安倍首相を批判しても、大きな流れを食い止めることはできないのだと言われる [矢部：275]。

## おわりに

米国の政策が日本の政策決定に絶対的と言える大きな力をもっていることや、国内では裏マニュアルが厳然とした力を持っていることは、その現状を知れば知るほど、それを変えることはとても出来そうにないように思われる。総理大臣が変えようと思っても、力を持った官僚がそれに抵抗するのが今の日本の現状である。

しかし、矢部はそれを解決する方法を挙げている。それは、日本国憲法を改正することだと言う。そんなことは非現実的だという感想を持つが、フィリピンでは現実には、憲法改正を行って、米軍基地をなくしたという現実・実績がある(フィリピンだけでなく、イラクやベトナムも米軍を追い出した)と述べている [矢部：79]。

フィリピンは1987年の憲法改正で、1992年に米軍を完全撤退させた。その時点で、東南アジア10カ国(ASEAN諸国)に外国軍基地はひとつもなくなった [矢部：156-157]。

米軍を完全撤退させたフィリピンの外国軍事基地撤廃条項は次の通りである(1987年フィリピン共和国憲法第18条25項) [矢部：279]。

「1991年のフィリピン共和国とアメリカ合衆国間の軍事基地に関する協定の満了以降、上院によって正当に合意され、議会の要求がある場合には、それを目的とした国民投票に於いて民衆によって投ぜられた多数票によって批准され、かつ相手方によって条約として承認された条約によらな

い限り、フィリピン国内においては外国軍事基地、軍隊あるいは施設は許可されない。」

これについては、2014年4月28日にアメリカとフィリピンが新軍事協定を結んだことで、この「米軍完全撤退」がもとのもくあみになったという人もいるが、それは誤解である。この協定は、あくまでもフィリピンが管理権を持つ基地のなかに、これまでよりも米軍が長く駐留でき、装備も置けるようになったという内容であり、日本の、米軍が管理権を持つ事実上治外法権の基地があるのとはまったくちがうと矢部は言う [矢部：157]。

日本国憲法を改正するという考えに関しては、日本では、沖縄から米軍基地を減らす(なくす)べきだと主張している人たちは一般に、日本国憲法、特に第9条を守るべきであるという考えを持っている。その考え方に、上に紹介した矢部の考えは全く接合しないように見える。だが、それらが接合しないと考え、かつ、沖縄から米軍基地を減らすべきであるという立場を取るならば、日本国憲法を改正するのとは異なる方法を考える必要がある。

(注) 1987年フィリピン憲法の第18条25項は原文では次のとおりである (<http://www.chanrobles.com/article18.htm#.VoEaEnnUjIU>)。

## THE 1987 CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

### ARTICLE XVIII

#### TRANSITORY PROVISIONS

Section 25. After the expiration in 1991 of the Agreement between the Republic of the Philippines and the United States of America concerning military bases, foreign military bases, troops, or facilities

shall not be allowed in the Philippines except under a treaty duly concurred in by the Senate and, when the Congress so requires, ratified by a majority of the votes cast by the people in a national referendum held for that purpose, and recognized as a treaty by the other contracting State.

**(補注1) 「人間宣言」英文原文**

いわゆる「人間宣言」の英文原文全文を以下に掲げる。日本語正文も付す。英文原文は学習院の職員であった浅野長光が保管していたもので、2006年1月1日の毎日新聞に掲載された。浅野がこれを保管していた経緯は、浅野が学習院に勤務していた当時の学習院院長であった山梨勝之進が、この英文原文の作成に関わっていたからである。

この英文原文の欄外には次の記載事項がある(カッコ内は小川による注)。  
「1920(ママ), Dec 15-20, ダイク(GHQ 民間情報教育局長), ヘンダーソン(同局顧問), 山梨勝之進(学習院院長), ブライス(同英語講師。のちに現天皇の英語家庭教師)」

「作成過程のメモ  
ブライス作成→宮内相→上  
上→マッカーサー  
courtesy unofficial visit につきて外相は反対」

(注) 「人間宣言」の作成過程は、木下道雄(侍従次長)の『側近日誌』では、「ダイク→ブライス→山梨→石渡→(不明)→幣原→鈴木」となっている(小川注。石渡荘太郎は宮内相。幣原は首相。鈴木貴太郎は元首相)。

以下、英文原文の全文と日本語正文を掲げる。日本語正文では、初めの

部分に「五箇条の御誓文」に関する昭和天皇の考えが記されている。下線部は、日本語正文に訳出されている部分(英文原文と日本語正文の双方に書かれているもの)に付した。

This is a New Year, a new Year for Japan, a new world with new ideals, with Humanity above nationality as the Great Goal. Brotherhood is based upon national affection, that of the family, that of nation, and that of mankind. In our country, love of the family and love of the nation have always been specially strong, let us work towards love of mankind.

The ties between us and the nation have been very close. They do not depend only upon myth and legend ; they do not depend at all upon the mistaken idea that the japanese are of devine descent, superior to other peoples, and destined to rule them. They are the bonds of trust, of affection, forged by centuries of devotion and love.

Loyalty has always been the great characteristic of our nation in all our religious and political beliefs.

As we have begun, so let us continue. Let us be loyal to one another within the family, within the nation, and just as our loyalty to the nation has been greater than that to the family, so let our loyalty to humanity surpass our loyalty to the nation.

The condition of our great cities, the wide-spread unemployment and stagnation of trade, the miseries of the poor are indeed grievous and heart-rending indeed. But let us begin to rebuild the cities and towns, enable every man to work, let us manufacture what we need, and, joining once

more in the brotherhood of nations as New and Free Japan, let us show to the world that in our courage, our loyalty, our reconstructive ability, our love of the ideal, we are second to none, and let us in this way make our unique contribution to the happiness and welfare of mankind.

「人間宣言」

官報 号外 昭和二十一年一月一日

詔書

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初国是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

- 一、 広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
- 一、 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
- 一、 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一、 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

叡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民拳ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙リタル戦禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停顿、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ真ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖モ、我國民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克ク其ノ結束ヲ全ウセバ、独リ我国ノミナラズ全人類ノ為ニ、輝カシキ前途ノ展開セラルルコトヲ疑ハズ。

夫レ家ヲ愛スル心ト国ヲ愛スル心トハ我国ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今ヤ実ニ此ノ心ヲ拡充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、献身的努力ヲ効スベキノ

秋ナリ。

惟フニ長キニ亘レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神(アキツミカミ)トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。

朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和センガ為、アラユル施策ト経営トニ万全ノ方途ヲ講ズベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ蹶起シ、当面ノ困苦克服ノ為ニ、又 産業及文運振興ノ為ニ勇往センコトヲ希念ス。我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ伝統ニ 恥ヂザル真価ヲ發揮スルニ至ラン。斯ノ如キハ実ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢獻ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信賴スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

御名 御璽

昭和二十一年一月一日

## (補注2) 外国貿易障壁報告書

『外国貿易障壁報告書』について日本の外務省のホームページでは次のように説明されている(2003年4月付け)。USTR (United States Trade Representative)は「米国通商代表」と訳される。

「USTRは1974年の米国通商法(The 1974 Trade Act)に従って、大統領、



上院財政委員会及び下院の然るべき委員会に対して、外国の貿易障壁に関する報告書を提出する義務を負っています。毎年3月末にUSTRが発表するこの報告書が「外国貿易障壁報告書」（通称：「NTEレポート(National Trade Estimate Report)」）であり、この報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産権の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられます。

こうした障壁には、米国が、物とサービスの国際的な取引を規制したり、妨げたり、阻害したりしていると考えられる外国政府による措置や政策が含まれ、具体的には、以下の事項に関するものが取り上げられています。

- (1) 輸入政策
- (2) 基準、試験、ラベル、認証
- (3) 政府調達
- (4) 輸出補助金
- (5) 知的財産権保護の欠如
- (6) サービス障壁
- (7) 投資障壁
- (8) 反競争的慣行
- (9) 電子商取引に影響を及ぼす貿易制限
- (10) その他の障壁

なお、この報告書は米国通商法スペシャル301条の手續を開始する基礎となるものです。(注：スペシャル301条ではこの報告書の提出から30日以内に知的財産権保護に関する「優先国」を特定することとなっていますが、この報告書で指摘された事項が、そのまま「制裁対象」になるわけではありません。)

(以上、外務省ホームページから)

米国大使館のホームページの「資料室」に、「最新の米国政策情報」として「2015外国貿易障壁報告書」(2015年4月3日付けのもの)が掲載されて

いるので、以下に引用する。

『外交貿易障壁報告書』の英語名などは次の通りである。

2015 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS

(Executive Office of the President of the United States)

Ambassador Michael B.G.Fromann Office of the United States Trade Representative

この文書は240頁にわたる大部のもので、冒頭8頁分にForewordがあり、その後、AngolaからVietnamまで62カ国に関して記載がある。中国やEU、ロシアも含まれており、それぞれの記載は順に、14、30、16頁にわたる。日本に関しては16頁が割かれている。取り扱われている領域は大変広範にわたっており、重要な領域でここに挙げられていないものはないと言って過言ではない。

次に『外国貿易障壁報告書』の訳文を掲げる。ここでは、日本の外務省のホームページに掲載されている『2015年米国通商代表(USTR)外国貿易障壁報告書』(日本の貿易障壁言及部分：外務省作成仮要約。平成27年4月13日)から、全文を掲げると長くなるので、仮訳の一部(冒頭から、仮に「2 衛生植物検疫」まで)を引用しておく。

ただし、この仮訳は、意図的にかどうか、省略があるので、それを補っておく。また、一部の訳語は適切ではないので変更しておく。これらには下線を付した(下線直前の< >内は削除)。

訳文を見ると、米国の立場のみが正しく、それと異なる日本の制度等は全て誤っているので(すなわち「障壁」)、改正すべきであるという立場をあらかじめ書き綴っている。米国の利益のみを強調しており、他国の事情など一切考慮していない。

(以下、外務省による仮訳の一部と、小川による補い)

米国時間2015年4月1日、米通商代表部(USTR)が公表した「2015年外国貿易障壁報告書」の日本に言及する部分は以下のとおり。

## 1 概観

日本は環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉の参加国であり、米国及び11か国の他のアジア太平洋地域のパートナーは、TPP交渉を通じて同地域における貿易・投資を自由化する包括的で高い水準の次世代の地域協定の創設に取り組んでいる。この協定が妥結すれば、世界で最も早く成長している幾つかの国々との間の米国の経済利益を促進し、米国内における雇用の創出・維持に極めて重要な米国の輸出を拡大させ、米国の利益及び<価値観>(金銭的)価値を促進する地域の通商及び投資に関する高い水準を設定し、アジア太平洋地域の経済統合の基盤となり得る。米国は、TPP協定に、物品、サービス、その他の伝統的な貿易・投資課題への野心的なコミットメント、及び執行可能な労働及び環境の義務を含めることを提案している。また、TPPは21世紀の米国の経済界、労働者及び他のステークホルダーにとって<の様々な新しい通商上の懸念に対処する>重要な一連の新しい問題を提起する。米国及び日本に加え、TPP交渉参加国には、現時点で、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナムが含まれる。

TPP交渉に加え、米国は二国間及び他のフォーラムを通じて、通商関連の懸念事項及び課題への取組も継続する。

通商に対する技術的障壁・衛生学的な、また、農産物の植物衛生学的な障壁

## 2 衛生植物<検疫>検疫障壁 食品の安全

### (1) 牛肉及び牛肉製品

2003年12月に日本は、米国でウシ海綿状脳症(BSE)陽性の動物が発見されたことを受けて米国の牛肉と肉製品を禁止した。2006年7月と2013年2月に部分的に市場を再開した後、現在、米国は、30か月齢未満の牛に由来する牛肉、牛内臓肉及びひき肉の輸出が可能となっている。30か月齢以上の全ての牛肉製品及び30か月齢未満の牛肉加工品については、輸出が禁止されたままになっている。日本への米国製牛肉の輸出は、2013年の市場拡大以来、有意味な増加をし、2014年には15.8億ドルに達した。米国は引き続き、日本がOIEガイドラインに従って、全ての月齢の肉製品を受け入れることを含め、市場を完全に開放するよう働きかけていく促していく。

### (2) 食品添加物

日本の食品添加物規制は幾つかのアメリカの食品製品、特に加工食品の輸入を制限してきた。米国やその他の市場で広く使用されている多くの添加物が日本では許可されていない。また、米国の製造業者は、溶剤のような、消費される時点で食品中に残留していないような間接的な食品添加物についての日本の承認プロセスに時間が掛かることに懸念を表明した。

2002年に日本が承認プロセスを加速するとした46品目の食品添加物について、4品目を除き全てが承認された。その4品目について日本が現在検討しているものと米国は理解している。米国は残り4品目に係る審査を完了するとともに、将来の全ての食品添加物の審査プロセスを迅速化するよう求めている。

### (3) ゼラチン及びコラーゲン

2003年12月に米国でBSE陽性の牛が確認されたため、日本は米国の牛由来ゼラチンやコラーゲンの食用としての輸入を禁止した。2014年11月、日本は牛の骨由来の医薬品グレードのゼラチンの輸入を認める規制見直しを行った。2015年1月8日、日本は、食用の牛由来ゼラチンやコラーゲン、食用のゼラチン・コラーゲンを製造するための牛由来粉碎骨の輸入規制見直しについてWTOに通報した。米国は、科学及びOIEガイドラインと

整合する米国の牛由来ゼラチンやコラーゲン，米国のための粉砕骨の市場再開放について引き続き日本と協働する。

#### (4) 収穫前後で使用される殺菌剤

日本は収穫前に使われる殺菌剤を農薬，収穫後に使われるものを食品添加物と分類している。どちらの名前のものもそれぞれ検査を求められる。結果として，殺菌剤の登録者は，収穫前に使われる殺菌剤と収穫後に使われるものの両方について，二つの検査が行われたことを証明しなければならない。その過程は余計なもので，完了するまでに6年もかかる。収穫後殺菌剤の時間のかかる検査は，新しい安全な生産物の承認を求めることを登録者に諦めさせる。収穫後の殺菌剤を食品添加物と分類している日本の基準は，国内の生産者には重大な影響を与えない。一般的に日本の農業者は収穫後に殺菌剤を使わないからである。

米国は，農薬と食品添加物の双方に用いられる農業用殺菌剤を含む化学物質についての審査プロセスの簡素化を要求している。米国は，収穫後に使用される殺菌剤に関し販売時に表示する義務が引き続き残っていることについて，このような不必要な表示義務は商品への需要を減らすため，引き続き懸念を有している。

#### (5) 残留農薬基準

2013年以前は，日本は，殺虫剤及び防かび剤に関し，主要供給国において農薬としての使用が認められない限りは<インポートトレランス>輸入承認の申請を受け付けないこととしていたが，この政策は，米国の化学物質承認と，その化学物質に対する日本の輸入承認の決定との間に重大な時間差をもたらした。2013年5月から，その国の重要なリスクアセスメントが完了していれば，その農薬や殺菌剤に関する最大残留基準が原産国で適用されていてもいなくても，申請を受け付けることとした。この政策変更により，農薬を生産する企業が米国と日本の当局に同時に申請を行うことができるようになった。その結果，以前の手続きと比較して，承認の時間を最大12ヶ月短縮することになった。

2009年7月の覚書に基づき、日本は船荷主に残留農薬基準違反があった場合に迅速に対応できる仕組みを構築した。日本の残留農薬基準違反への対応は改善したが、米国は、依然として1件の違反によって業界全体に対して監視のレベルを上げる日本の手続に対して、引き続き懸念を有している。

#### (6) 生鮮・ポテトチップス用ばれいしょ

2006年以降、日本はポテトチップス用ばれいしょの輸入拡大に合意し、現在、16州から、2月から7月までの6か月間の輸入が認められている。他方、日本は米国産ばれいしょの陸上輸送を鹿児島港の一つの施設に制限しているため、コスト増や遅延、品質低下の恐れを生じさせている。

(以下略)

訳文を全文は引用しない代わりに、次に、見出し項目を全て訳出する(日本の貿易障壁言及部分)。外務省のホームページでの仮要約に依るが、一部には省略がある。以下には省略なしで訳出する。

## 貿易の要約

### 概観

通商に対する技術的障壁・衛生学的な、また、農産物の植物衛生学的な障壁

衛生植物<検疫>検疫障壁

#### 食品の安全

牛肉と牛肉製品

食品添加物

ゼラチンとコラーゲン

ポスト・ハーベスト使用を含む殺菌・防かび剤

残留物(農薬)の最大限界

#### 植物の健康

生のまたチップス用のジャガイモ

輸入方針

米の輸入制度

小麦の輸入制度

豚肉の輸入制度

牛肉の保護策(セーフガード)

魚と魚介製品

高関税(牛肉, 柑橘類, 乳製品, 加工食品, その他の農業生産物に対する)

木材製品と建築資材

革製品と靴

税関の問題

サービス障壁

日本郵政

保険

郵便保険(かんぽ生命)

共済

保険契約者保護機構

その他の金融的サービス

電気通信

支配的事業者規制・NTT

新モバイル無線免許

情報技術(IT)

健康 IT

プライバシー

外国からのオンラインコンテンツにかかる消費税

司法サービス

教育サービス

知的財産権保護

政府調達

建設・建築・土木工事  
投資障壁  
反競争的慣行  
反独占遵守と抑止の改善  
公正取引委員会の手続きの公正性と透明性の改善  
談合と闘う手段の拡充  
他の分野的・分野横断的障壁  
透明性  
    諮問機関  
    パブリックコメント手続き  
商法  
自動車  
医療機器と医薬品  
栄養補助食品  
化粧品と医薬部外品  
食品とダイエット・サプリメント(栄養機能食品)に対する成分開示要求  
航空宇宙空間

#### (資料1) 降伏文書

外務省ホームページの外交史料館の頁に掲げられている「降伏文書」と、その元になった英文原文を以下に掲げる。

この文書は、そのホームページにおいて次のように説明されている。

「1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、27日から連合国軍の日本進駐が開始されました。30日、マッカーサー連合国軍最高司令官が厚木に到着しました。

9月2日には、東京湾上の米国軍艦ミズーリ号で、降伏文書の調印式が行われました。



上段から重光葵外務大臣と梅津美治郎参謀総長の両全権，続いてマッカーサー司令官はじめアメリカ，中国，イギリス，ソ連，オーストラリア，カナダ，フランス，オランダ，ニュージーランド各国代表が署名しました。」

(以下，英文原文)

#### INSTRUMENT OF SURRENDER

We, acting by command of and in behalf of the Emperor of Japan, the Japanese Government and the Japanese Imperial General Headquarters, hereby accept the provisions set forth in the declaration issued by the heads of the Governments of the United States, China and Great Britain on 26 July 1945, at Potsdam, and subsequently adhered to by the Union of Soviet Socialist Republics, which four powers are hereafter referred to as the Allied Powers.

We hereby proclaim the unconditional surrender to the Allied Powers of the Japanese Imperial General Headquarters and of all Japanese armed forces and all armed forces under Japanese control wherever situated.

We hereby command all Japanese forces wherever situated and the Japanese people to cease hostilities forthwith, to preserve and save from damage all ships, aircraft, and military and civil property and to comply with all requirements which may be imposed by the Supreme Commander for the Allied Powers or by agencies of the Japanese Government at his direction.

We hereby command the Japanese Imperial General Headquarters to issue at once orders to the Commanders of all Japanese forces and all forces under Japanese control wherever situated to surrender unconditionally

themselves and all forces under their control.

We hereby command all civil, military and naval officials to obey and enforce all proclamations, orders and directives deemed by the Supreme Commander for the Allied Powers to be proper to effectuate this surrender and issued by him or under his authority and we direct all such officials to remain at their posts and to continue to perform their non-combatant duties unless specifically relieved by him or under his authority.

We hereby undertake for the Emperor, the Japanese Government and their successors to carry out the provisions of the Potsdam Declaration in good faith, and to issue whatever orders and take whatever action may be required by the Supreme Commander for the Allied Powers or by any other designated representative of the Allied Powers for the purpose of giving effect to that Declaration.

We hereby command the Japanese Imperial Government and the Japanese Imperial General Headquarters at once to liberate all allied prisoners of war and civilian internees now under Japanese control and to provide for their protection, care, maintenance and immediate transportation to places as directed.

The authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander for the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate these terms of surrender.

Signed at TOKYO BAY, JAPAN at 0904 on the SECOND day of SEPTEMBER, 1945.

重光葵

By Command and in behalf of the Emperor of Japan and the Japanese Government.

梅津美治郎

By Command and in behalf of Japanese Imperial General Headquarters.

Accepted at TOKYO BAY, JAPAN at 0908 on the SECOND day of SEPTEMBER, 1945, for the United States, Republic of China, United Kingdom and the Union of Soviet Socialist Republics, and in the interests of the other United Nations at war with Japan.

Douglas MacArthur

Supreme Commander for the Allied Powers.

C. W. Nimitz

United States Representative

徐永昌

Republic of China Representative

Bruce Fraser

United Kingdom Representative

Lieutenant-General K. Derevyanko

Union of Soviet Socialist Republics Representative

T. A. Blamey

Commonwealth of Australia Representative

L. Cosgrave

Dominion of Canada Representative

Le Clerc

Provisional Government of the French Republic Representative

C. E. L. Helfrich

Kingdom of the Netherlands Representative

L. M. Isitt

## Dominion of New Zealand Representative

(以下、日本語正文)

### 降伏文書

下名ハ茲ニ合衆国、中華民国及「グレート、ブリテン」国ノ政府ノ首班ガ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ発シ後ニ「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ガ参加シタル宣言ノ条項ヲ日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス右四国ハ以下之ヲ聯合國ト称ス

下名ハ茲ニ日本帝国大本営並ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ聯合國ニ対スル無条件降伏ヲ布告ス

下名ハ茲ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国臣民ニ対シ敵対行為ヲ直ニ終止スルコト、一切ノ船舶、航空機並ニ軍用及非軍用財産ヲ保存シ之ガ毀損ヲ防止スルコト及聯合國最高司令官又ハ其ノ指示ニ基キ日本国政府ノ諸機関ノ課スベキ一切ノ要求ニ応ズルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ日本帝国大本営ガ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ指揮官ニ対シ自身及其ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ガ無条件ニ降伏スベキ旨ノ命令ヲ直ニ発スルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ一切ノ官庁、陸軍及海軍ノ職員ニ対シ聯合國最高司令官ガ本降伏実施ノ為適當ナリト認メテ自ラ発シ又ハ其ノ委任ニ基キ發セシムル一切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スルコトヲ命ジ並ニ右職員ガ聯合國最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレザル限り各自ノ地位ニ留リ且引続キ各自ノ非戦闘的任務ヲ行フコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為聯合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ發シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国

政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス

下名ハ茲ニ日本帝国政府及日本帝国大本営ニ対シ現ニ日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ聯合國俘虜及被抑留者ヲ直ニ解放スルコト並ニ其ノ保護、手当、給養及指示セラレタル場所ヘノ即時輸送ノ為ノ措置ヲ執ルコトヲ命ズ

天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス

千九百四十五年九月二日午前九時四分日本国東京湾上ニ於テ署名ス

大日本帝国天皇陛下及日本国政府ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

重光葵

日本帝国大本営ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

梅津美治郎

千九百四十五年九月二日午前九時八分東京湾上ニ於テ合衆国、

中華民国、聯合王国及「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ノ為ニ並ニ日本国ト戦争状態ニ在ル他ノ聯合諸国家ノ利益ノ為ニ受諾ス

聯合國最高司令官ダグラス、マックアーサー

合衆国代表者シー、ダブリュー、ニミッツ

中華民国代表者徐永昌

聯合王国代表者ブルース、フレーザー

「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦代表者 クズマ、エヌ、ヂェレヴィヤンコ

「オーストラリア」聯邦代表者 ティー、ユー(ママ)、ブレイミー

「カナダ」代表者エル、コスグレーヴ

「フランス」国代表者ジャック、ルクレルク

「オランダ」国代表者シェルフ、ヘルフリッヒ

「ニュー、ジーランド」代表者 エス(ママ)、エム、イシット

(資料2) 一般命令第一号

この資料も外務省のホームページ、外交史料館の頁から引用する(長文なので、幾つかに分けて掲げる)。

この史料について同ホームページでは次のように説明されている。

「降伏文書調印とともに連合国から日本政府に手交された最初の指令には、日本の陸海軍に対する命令の第一号(一般命令第一号)を遵守させるべしとの主旨が示されました。

添付された一般命令第一号では、対日占領の前提となる日本軍の戦闘停止と武装解除の手続き、軍事施設、捕虜・抑留者に関する情報提供、外地日本軍の降伏相手先など、軍事事項の細目が規定されていました。」

GENERAL ORDER NO.1

OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED  
POWERS

OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED  
POWERS

2 September 1945

DIRECTIVE)

NUMBER I)

Pursuant to the provisions of the Instrument of Surrender signed by representatives of the Emperor of Japan and the Japanese Imperial Government and of the Japanese Imperial General Headquarters, 2 September 1945, the attached "General Order Number I, Military and Naval" and any necessary amplifying instructions, will be issued without delay to Japanese and Japanese-controlled Armed Forces and to affected

civilian agencies, for their full and complete compliance.

By direction of the Supreme Commander for the Allied Powers:

R. K. SUTHERLAND

Lieutenant General, U. S. Army,  
Chief of Staff.

一般命令第一号

聯合國最高司令官總司令部

聯合國最高司令官總司令部

指令第一号 千九百四十五年九月二日

千九百四十五年九月二日日本国天皇及日本帝国政府ノ代表者並ニ日本帝国大本營ノ代表者ニ依リ署名セラレタル降伏文書ノ規定ニ従ヒ別添「一般命令第一号、陸、海軍」及右ヲ敷衍スル必要ナル訓令ヲ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニアル軍隊並ニ關係非軍事機關ニ対シ遲滞ナク發出シ之ヲ十分且完全ニ遵守セシムベシ

聯合國最高司令官ノ指示ニ依リ

參謀長米国陸軍中將

R, K, サザーランド

I incl:

General Order No. I,

Military and Naval.

GENERAL ORDER No. 1

Military and Naval

I. The Imperial General Headquarters by direction of the Emperor, and pursuant to the surrender to the Supreme Commander for the Allied Powers of all Japanese Armed Forces by the Emperor, hereby orders all of its Commanders in Japan and abroad to cause the Japanese Armed Forces and Japanese-controlled Forces under their command to cease hostilities at once, to lay down their arms, to remain in their present locations and to surrender unconditionally to Commanders acting on behalf of the United States, The Republic of China, The United Kingdom and the British Empire, and the Union of Soviet Socialist Republics, as indicated hereafter or as may be further directed by the Supreme Commander for the Allied Powers. Immediate contact will be made with the indicated Commanders, or their designated representatives, subject to any changes in detail prescribed by the Supreme Commander for the Allied Powers, and their instructions will be completely and immediately carried out.

(a) The senior Japanese Commanders and all ground, sea, air and auxiliary forces within China, (excluding Manchuria), Formosa and French Indo-China North of 16 degrees North latitude, shall surrender to Generalissimo Chiang Kai-Shek.

(b) The senior Japanese Commanders and all ground, sea, air and auxiliary forces within Manchuria, Korea North of 38 degrees North latitude, Karafuto, and the Kurile Islands, shall surrender to the Commander-in-Chief of Soviet Forces in the Far East.

(c) (1) The senior Japanese Commanders and all ground, sea, air and auxiliary forces within the Andamans, Nicobars, Burma, Thailand, French Indo-China South of 16 degrees North latitude, Malaya, Sumatra, Java, Lesser Sundas (including Bali, Lombok, and Timor), Boeroe, Ceram, Ambon, Kai, Aroe, Tanimbar and islands in the Arafura Sea, Celebes, Halmahera and Dutch New Guinea shall surrender to the Supreme Allied Commander,



South East Asia Command.

(2) The senior Japanese Commanders and all ground, sea, air and auxiliary forces within Borneo, British New Guinea, the Bismarcks and the Solomons shall surrender to the Commander-in-Chief, Australian Military Forces.

(d) The senior Japanese Commanders and all ground, sea, air and auxiliary forces in the Japanese mandated Islands, Bonins, and other Pacific Islands shall surrender to the Commander-in-Chief, U.S. Pacific Fleet.

(e) The Imperial General Headquarters, its Senior Commanders, and all ground, sea, air and auxiliary forces in the main islands of Japan, minor Islands adjacent thereto, Korea South of 38 degrees North latitude, Ryukyus, and the Philippines shall surrender to the Commander-in-Chief, U. S. Army Forces, Pacific.

(f) The above indicated Commanders are the only representatives of the Allied Powers empowered to accept surrender, and all surrenders of Japanese Forces shall be made only to them or to their representatives. The Japanese Imperial General Headquarters further orders its Commanders in Japan and abroad to disarm completely all forces of Japan or under Japanese control wherever they may be situated, and to deliver intact and in safe and good condition all weapons and equipment at such times and at such places as may be prescribed by the Allied Commanders indicated above.

Pending further instructions, the Japanese Police Force in the main Islands of Japan will be exempt from this disarmament provision. The Police Force will remain at their posts and shall be held responsible for the preservation of Law and Order. The strength and arms of such Police Force will be prescribed.

添附書

## 一般命令第一号陸，海軍

一帝国大本營ハ茲ニ勅命ニ依リ且勅命ニ基ク一切ノ日本国軍隊ノ聯合國最高司令官ニ対スル降伏ノ結果トシテ日本国内及国外ニ在ル一切ノ指揮官ニ対シ其ノ指揮下ニ在ル日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル軍隊ヲシテ敵対行為ヲ直ニ終止シ其ノ武器ヲ措キ現位置ニ留リ且左ニ指示セラレ又ハ聯合國最高司令官ニ依リ追テ指示セラルルコトアルベキ合衆国，中華民國，聯合王国及「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ノ名ニ於テ行動スル各指揮官ニ対シ無条件降伏ヲ為サシムベキコトヲ命ズ指示セラレタル指揮官又ハ其ノ指名シタル代表者ニ対シテハ即刻連絡スベキモノトス但シ細目ニ関シテハ聯合國最高司令官ニ依リ変更ノ行ハルルコトアルベク右指揮官又ハ代表者ノ命令ハ完全ニ且即時実行セラルベキモノトス

(イ)支那(満洲ヲ除ク)，台湾及北緯十六度以北ノ仏領印度支那ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上，海上，航空及補助部隊ハ蔣介石総帥ニ降伏スベシ

(ロ)満洲，北緯三十八度以北ノ朝鮮，樺太及千島諸島ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上，海上，航空及補助部隊ハ「ソヴィエト」極東軍最高司令官ニ降伏スベシ

(ハ)(一)「アンダマン」諸島，「ニコバル」諸島，「ビルマ」，「タイ」国，北緯十六度以南ノ仏領印度支那，「マライ」，「スマトラ」，「ジャヴァ」，小「スンダ」諸島(「バリ」，「ロンボク」及「チモール」ヲ含ム)，「ブル」，「セラム」，「アンボン」，「カイ」，「アル」，「タニンバル」及「アラフラ」海ノ諸島，「セレベス」諸島，「ハルマヘラ」諸島並ニ蘭領「ニュー，ギニア」ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上，海上，航空及補助部隊ハ東南亞細亞軍司令部最高司令官ニ降伏スベシ

(二)「ボルネオ」，英領「ニュー，ギニア」，「ビスマルク」諸島及「ソロモン」諸島ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上，海上，航空及補助部隊ハ濠洲陸軍最高司令官ニ降伏スベシ

(ニ)日本国委任統治諸島，小笠原諸島及他ノ太平洋諸島ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上，海上，航空及補助部隊ハ合衆国太平洋艦隊最高司令官ニ降伏スベシ

(ホ)日本国大本営並ニ日本国本土，之ニ隣接スル諸小島，北緯三十八度以南ノ朝鮮，琉球諸島及「フィリピン」諸島ニ在ル先任指揮官並ニ一切ノ陸上，海上，航空及補助部隊ハ合衆国太平洋陸軍部隊最高司令官ニ降伏スベシ

(ヘ)前記各指揮官ノミガ降伏ヲ受諾スルノ権限ヲ付与セラレタル聯合國代表者ニシテ日本国軍隊ノ降伏ハ総テ右指揮官又ハ其ノ代表者ノミニ対シ為サルベシ

日本国大本営ハ更ニ日本国国内及国外ニ在ル其ノ指揮官ニ対シ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊又ハ日本国ノ支配下ニ在ル軍隊ヲ完全ニ武装解除シ且前記聯合國指揮官ニ依リ指定セラルル時期及場所ニ於テ一切ノ兵器及装備ヲ現状ノ儘且安全ニシテ良好ナル状態ニ於テ引渡スベキコトヲ命ズ

追テ指示アル迄日本国本土内ニ在ル日本国警察機関ハ本武装解除規定ノ適用ヲ免ルルモノトス警察機関ハ其ノ部署ニ留ルモノトシ法及秩序ノ維持ニ付其ノ責ニ任ズベシ右警察機関ノ人員及武器ハ規定セラルルモノトス

II. The Japanese Imperial General Headquarters shall furnish to the Supreme Commander for the Allied Powers, without delay after receipt of this order, complete information with respect to Japan and all areas under Japanese control, as follows:

(a) Lists of all land, naval, air and anti-aircraft units showing locations and strengths in Officers and Men.

(b) Lists of all aircraft, Military, Naval and Civil, giving complete information as to the number, type, location and condition of such aircraft.

(c) Lists of all Japanese and Japanese-controlled Naval Vessels, surface and

submarine and Auxiliary Naval Craft, in or out of commission and under construction, giving their positions, condition and movement.

(d) Lists of all Japanese and Japanese-controlled Merchant Ships of over 100 gross tons, in or out of commission and under construction, including Merchant Ships formerly belonging to any of the United Nations which are now in Japanese hands, giving their positions, condition and movement.

(e) Complete and detailed information, accompanied by maps, showing locations and layouts of all mines, minefields, and other obstacles to movement by land, sea or air, and the safety lanes in connection therewith.

(f) Locations and descriptions of all military installations and establishments, including airfields, seaplane bases, anti-aircraft defenses, ports and naval bases, storage depots, permanent and temporary land and coast fortifications, fortresses and other fortified areas.

(g) Locations of all camps and other places of detention of United Nations Prisoners of War and Civilian Internees.

二日本国大本营ハ聯合國最高司令官ニ対シ本命令受領ノ後遲滞ナク日本国及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ地域ニ於ケル左ノ諸点ニ関スル完全ナル情報ヲ提供スベシ

(イ)一切ノ陸上, 海上, 航空及防空部隊ノ位置及将兵ノ数ヲ示ス表

(ロ)一切ノ陸軍, 海軍及非軍用航空機ノ数, 型式, 位置及其ノ状態ニ関シ完全ナル情報ヲ与フル表

(ハ)日本国ノ及日本国ノ支配スル一切ノ水上及潜水海軍艦艇並ニ補助海軍艦艇ニシテ就役中ノモノ又ハ就役中ニ非ザルモノ及建造中ノモノノ位置, 状態及運行ヲ示ス表

(ニ)日本国ノ及日本国ノ支配スル一切ノ総噸数百噸ヲ超ユル商船(嘗テ聯合國ノ何レカニ属シ現ニ日本国ノ権内ニ在ルモノヲ含ム)ニシテ就役中ノモノ又ハ就役中ニ非ザルモノ及建造中ノモノノ位置, 状態, 運行ヲ示ス表

(ホ)一切ノ機雷，機雷原其ノ他ノ陸上，海上又ハ空中ノ行動ニ対スル障害物ノ位置及施設状況並ニ右ニ關聯スル安全通路ニ關スル完全且詳細ナル地図附情報

(ヘ)飛行場，水上機基地，対空防備施設，港，海軍基地，物資貯蔵所，常設及仮設ノ陸上及沿岸防備施設，要塞其ノ他ノ防備地域ヲ含ム一切ノ軍事施設及建造物ノ位置及説明

(ト)聯合諸国ノ俘虜及被抑留者ノ一切ノ収容所其ノ他ノ抑留所ノ位置

III. Japanese Armed Forces and Civil Aviation Authorities will insure that all Japanese Military, Naval and Civil Aircraft remain on the ground, on the water, or aboard ship, until further notification of the disposition to be made of them.

IV. Japanese or Japanese-controlled Naval or Merchant vessels of all types will be maintained without damage and will undertake no movement pending instructions from the Supreme Commander for the Allied Powers. Vessels at sea will immediately render harmless and throw overboard explosives of all types. Vessels not at sea will immediately remove explosives of all types to safe storage ashore.

V. Responsible Japanese or Japanese-controlled Military and Civil Authorities will insure that:

(a) All Japanese mines, minefields and other obstacles to movement by land, sea and air, wherever located, be removed according to instructions of the Supreme Commander for the Allied Powers.

(b) All aids to navigation be reestablished at once.

(c) All safety lanes be kept open and clearly marked pending accomplishment of (a) above.

VI. Responsible Japanese and Japanese-controlled Military and Civil Authorities will hold intact and in good condition pending further

instructions from the Supreme Commander for the Allied Powers the following:

(a) All arms, ammunition, explosives, military equipment, stores and supplies, and other implements of war of all kinds and all other war material (except as specifically prescribed in section IV of this order).

(b) All land, water and air transportation and communication facilities and equipment.

(c) All Military installations and establishments, including airfields, seaplane bases, anti-aircraft defenses, ports and naval bases, storage depots, permanent and temporary land and coast fortifications, fortresses and other fortified areas, together with plans and drawings of all such fortifications, installations and establishments.

(d) All factories, plants, shops, research institutions, laboratories, testing stations, technical data, patents, plans, drawings and inventions designed or intended to produce or to facilitate the production or use of all implements of war and other material and property used by or intended for use by any military or part-military organization in connection with its operations.

VII. The Japanese Imperial General Headquarters shall furnish to the Supreme Commander for the Allied Powers, without delay after receipt of this order, complete lists of all the items specified in paragraphs (a), (b), and (d) of section VI above, indicating the numbers, types and locations of each.

VIII. The manufacture and distribution of all arms, ammunition and implements of war will cease forthwith.

三日本軍及民間航空所管当局ハ一切ノ日本国ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ガ追テ其ノ処理ニ関シ通告アル迄陸上、海上又ハ艦上ニ留ルコトヲ保障スルモノトス

四日本国ノ又ハ日本国ノ支配スル一切ノ型式ノ海軍艦艇及商船ハ聯合國最高司令官ノ指示アル迄之ヲ毀損スルコトナク保全シ且移動ヲ企図セザルモノトス航海中ノ船舶ニ於テハ直ニ一切ノ種類ノ爆発物ヲ無害ト為シ海中ニ抛棄スルモノトス航海中ニ非ザル船舶ニ於テハ直ニ一切ノ種類ノ爆発物ヲ沿岸ノ安全ナル貯蔵所ニ移転スルモノトス

五責任アル日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政当局ハ左記ヲ保障スルモノトス

(イ)一切ノ日本国ノ機雷、機雷原其ノ他ノ陸上、海上及空中ノ行動ニ対スル障害物ハ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ聯合國最高司令官ノ指示ニ従ヒ之ヲ除去ス

(ロ)航海ヲ便ナラシムル一切ノ施設ハ直ニ之ヲ復活ス

(ハ)前記(イ)ノ実施迄一切ノ安全通路ハ之ヲ開放シ且明瞭ニ標示ス

六責任アル日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政当局ハ聯合國最高司令官ヨリ追テ指示アル迄左記ヲ現状ノ儘且良好ナル状態ニ於テ保持スルモノトス

(イ)一切ノ兵器、弾薬、爆発物、軍用ノ装備、貯品及需品其ノ他一切ノ種類ノ戦争用具及他ノ一切ノ戦争用資材(本命令第四項ニ特ニ規定スルモノヲ除ク)

(ロ)一切ノ陸上、水上及空中運輸及通信ノ施設及装置

(ハ)飛行場、水上機基地、対空防備施設、港及海軍基地、物資貯蔵所、常設及仮設ノ陸上及沿岸防備施設、要塞其ノ他ノ防備地域ヲ含ム一切ノ軍事施設及建造物並ニ一切ノ此等ノ防備施設、軍事施設及建造物ノ設計及図面

(ニ)一切ノ戦争用具並ニ軍事機関又ハ準軍事機関ガ其ノ運営ニ関シ現ニ使用シ又ハ使用セントスル他ノ資材及資産ヲ製造スル為又ハ此等ノ製造若ハ使用ヲ容易ナラシムル為計畫セラレ又ハ之ニ充当セラレタル一切ノ工場、製造場、工作場、研究所、実験所、試験所、技術上ノ要目(「データ」)、特許、設計、図面及発明

七日本国大本營ハ聯合國最高司令官ニ対シ本命令受領ノ後遅滞ナク前記第

六項(イ), (ロ)及(ニ)ニ掲グル一切ノ項目ニ関シ其ノ数量, 型式及位置ヲ示ス完全ナル表ヲ提供スベシ

ハ一切ノ兵器, 弾薬及戦争用具ノ製造及分配ハ直ニ之ヲ終止スルモノトス

IX. With respect to United Nations Prisoners of War and Civilian Internees in the hands of Japanese or Japanese-controlled authorities:

(a) The safety and well-being of all United Nations Prisoners of War and Civilian Internees will be scrupulously preserved, to include the administrative and supply services essential to provide adequate food, shelter, clothing, and medical care until such responsibility is undertaken by the Supreme Commander for the Allied Powers.

(b) Each camp or other place of detention of United Nations Prisoners of War and Civilian Internees together with its equipment, stores, records, arms, and ammunition, will be delivered immediately to the command of the senior officer or designated representative of the Prisoners of War and Civilian Internees.

(c) As directed by Supreme Commander for the Allied Powers, Prisoners of War and Civilian Internees will be transported to places of safety where they can be accepted by Allied authorities.

(d) The Japanese Imperial General Headquarters will furnish to the Supreme Commander for the Allied Powers, without delay after receipt of this order, complete lists of all United Nations Prisoners of War and Civilian Internees, indicating their locations.

X. All Japanese and Japanese-controlled Military and Civil Authorities shall aid and assist the occupation of Japan and Japanese-controlled areas by forces of the Allied Powers.

XI. The Japanese Imperial General Headquarters and appropriate Japanese Officials shall be prepared, on instructions from Allied Occupation



Commanders, to collect and deliver all arms in the possession of the Japanese Civilian population.

XII. This and all subsequent instructions issued by the Supreme Commander for the Allied Powers or other Allied Military Authorities will be scrupulously and promptly obeyed by Japanese and Japanese-controlled Military and Civil Officials and private persons. Any delay or failure to comply with the provisions of this or subsequent orders, and any action which the Supreme Commander for the Allied Powers determines to be detrimental to the Allied Powers, will incur drastic and summary punishment at the hands of Allied Military Authorities and the Japanese Government.

XIII. The Japanese Imperial General Headquarters will immediately advise the Supreme Commander for the Allied Powers the earliest date and time at which information called for in Parts II, VII and IX (d) can be submitted.

九日本国ノ又ハ日本国ノ支配下ニ在ル官憲ノ権内ニ在ル聯合諸国ノ俘虜及被抑留者ニ関シテハ

(イ)一切ノ聯合諸国ノ俘虜及被抑留者ノ安全及福祉ハ細心ノ注意ヲ以テ之ヲ保持スルモノトシ右ハ聯合國最高司令官ガ其ノ責任ヲ引継グニ至ル迄適當ナル食糧、住居、被服及医療ヲ確保スルニ必要ナル管理及補給ノ業務ヲ含ムモノトス

(ロ)聯合諸国ノ俘虜及被抑留者ノ収容所其ノ他ノ抑留所ハ夫々其ノ設備、貯蔵品、記録、武器及弾薬ト共ニ直ニ之ヲ右俘虜及被抑留者中ノ先任将校又ハ指定セラレタル代表者ニ引渡シ其ノ指揮下ニ入ラシムルモノトス

(ハ)聯合國最高司令官ノ指示スル所ニ従ヒ俘虜及被抑留者ハ聯合國官憲ガ之ヲ引取り得ベキ安全ナル場所ニ輸送セラルルモノトス

(ニ)日本国大本營ハ聯合國最高司令官ニ対シ本命令受領ノ後遅滞ナク一切ノ聯合國ノ俘虜及被抑留者ノ所在ヲ示ス完全ナル表ヲ提供スルモノトス

十一 一切ノ日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政当局ハ聯合國軍隊ノ日本国及日本国ノ支配スル地域ノ占領ヲ援助スベシ

十一 日本国大本營及日本国当該官憲ハ聯合國占領軍指揮官ノ指示アル際一般日本国民ノ所有スル一切ノ武器ヲ蒐集シ且引渡ス為ノ準備ヲ為シ置クベシ

十二 日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政官憲並ニ私人ハ本命令及爾後聯合國最高司令官又ハ他ノ聯合國軍官憲ノ發スル一切ノ指示ニ誠実且迅速ニ服スルモノトス本命令若ハ爾後ノ命令ノ規定ヲ遵守スルニ遲滞アリ又ハ之ヲ遵守セザルトキ及聯合國最高司令官ガ聯合國ニ対シ有害ナリト認ムル行為アルトキハ聯合國軍官憲及日本国政府ハ嚴重且迅速ナル制裁ヲ加フルモノトス

十三 日本国大本營ハ聯合國最高司令官ニ対シ前記第二項、第七項及第九項(ニ)ニ要求セラルル情報ヲ提供シ得ベキ最モ速ナル日時ヲ直ニ通報スルモノトス

## 文 献

アメリカ通商代表部、『外国貿易障壁報告書』、各年版

荒井香織, 2006, 「『年次改革要望書』を一行も報道しない大マスコミの大罪」, 『財界展望』(財界展望新社), 2006年4月号(特集 黙殺される米国の「日本改造計画」 米国「年次改革要望書」の正体)

石川雅彦, 2005, 「アメリカンスタンダードを広める年次改革要望書 郵政民営化の次は医療改革」, 『AERA』(朝日新聞出版), 2005年4月18日号

伊関佑二郎, 1952, 「日米行政協定にもとづく合同委員会の活動について 日米合同委員会その後の折衝経過」, 『経済連合』(経団連事務局), 1952年7月

NHK取材班, 1990, 『日米の衝突 ドキュメント構造協議』, 日本放送出版協会

梶田秀, 2009, 「国会法の制定—GHQの合理的行動と議員自律権の後退」, 日本政治学会編, 『年報政治学2009-1 民主政治と政治制度』, 木鐸社

加藤典洋, 2015, 『戦後入門』, 筑摩書房

神田正雄・久保田保太郎, 1953, 『日本の縮圖 内灘 軍事基地反対闘争の實態』, 社會書房

木下道雄, 1990, 『側近日誌』, 文藝春秋

北関東防衛局, 2008, 『北関東防衛局広報』第16号, 2008年12月1日

- 建設大臣官房政策課監修，建設政策研究会編著，1990，『日米構造問題協議と建設行政』，大成出版社
- 公益財団法人世界平和研究所編，北岡伸一ほか監修，2011，『日米同盟とは何か』，中央公論新社
- 公正取引委員会，2003，『公正取引委員会年次報告 平成15年度』
- 古関彰一，1981，「日米会談で甦る三〇年前の密約(上)」，『朝日ジャーナル』1981年5月22日号
- 小林興起，2006，『主権在米経済 The Greatest Contributor to US』，光文社
- 佐伯啓思，2015，『従属国家論 日米戦後史の欺瞞』，PHP
- SAPIO 編集部，2015，「会合の中身は一切明かされない“日米合同委員会”という聖域」，『SAPIO』（小学館），2015年5月(特集：あなたは日本人立入禁止のホテルで密かに開かれている日米合同委員会を知っているか。すべてはそこで決められている日本を操る「影の政府」)
- 澤地久枝，2006，『密約—外務省機密漏洩事件』，岩波書店(1974年初版)
- 衆議院調査局，2008，『各委員会所管事項の動向 第169回国会(常会)における課題等』2008年1月
- 末浪靖司，2012，『9条「解釈改憲」から密約まで 対米従属の正体 米公文書館からの報告』，高文研
- 末浪靖司，2015，『機密解禁文書に見る日米同盟』，高文研
- ソロス，G.，1990，『グローバル資本主義の危機』，日本経済新聞社(George Soros, The Crisis of Global Capitalism : Open Society Endangered, Public Affairs)
- 対日貿易戦略基礎理論編集委員会，テレコムパワー研究会誌，1987，『公式 日本人論 菊と刀～貿易戦争篇』，弘文堂
- 武富薫，2015，「日本から「経済主権」を奪い取る TPP “裏交渉” を暴く！」，『SAPIO』（小学館），2015年5月，
- 朝長則男，2011，「佐世保市の経済活性化について」，『ながさき経済』（長崎経済研究所），2011年9月
- 豊下楯彦，1996，『安保条約の成立 — 吉田外交と天皇外交』，岩波書店
- 豊下楯彦，2008，『昭和天皇・マッカーサー会見』，岩波書店
- 新原昭治，1990，『米政府安保外交秘密文書 資料・解説』，新日本出版社
- 新原昭治，2011，『日米「密約」外交と人民のたたかい 米解禁文書から見る安保体制の裏側』，新日本出版社
- 西山太吉，2007，『沖縄密約—「情報犯罪」と日米同盟』，岩波書店
- 日米地位協定研究会，1997，「日米地位協定逐条批判(下)」，『前衛』No.681
- 野口裕一，2009，「外圧と国益の狭間で — 米国政府の『年次改革要望書』とは—」，『調査月報』（香川経済研究所），2009年5月

- 橋本基美, 2002, 「日本企業の変革を促す商法改正」, 『知的資産創造』2002年3月号(ネット版)
- 春名幹男, 2015, 『仮面の日米同盟 米外交機密文書が明かす真実』, 文藝春秋
- ファローズ, ジェームズ, 大前正臣訳, 1989, 『日本封じ込め 強い日本 vs 巻き返すアメリカ』, TBS プリタニカ (James Fallows, More Like Us, 1989 (ほか))
- 布川玲子・新原昭治編, 2013, 『砂川事件と田中最高裁長官』, 日本評論社
- フランケル, J・A, C・F・バーグステン, 高橋由人訳, 1985, 『円・ドル合意後の金融市場 金融市場開放のシナリオ』, 東洋経済新報社 (Jefferey A. Frankel, The Yen-Dollar Agreement-Liberating Japanese Capital Market, 1984 & C. Fred Bergsten, 1982, What to do about the US-Japan Economic Conflict)
- 毎日新聞, 2006年1月1日
- 前泊博盛監修, 矢部宏治, 2011, 『本土の人間は知らないが, 沖縄の人はみんな知っていること — 沖縄・米軍基地観光ガイド』, 書籍情報社
- 前泊博盛, 2013, 『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』, 創元社
- 孫崎享, 2012, 『戦後史の正体 1945-2012』, 創元社
- 孫崎享, 2015, 『日本外交-現場からの証言』, 創元社(1993年初版)
- 松田武, 2008, 『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー 半永久的依存の起源』, 岩波書店
- 松田武, 2015, 『対米依存の起源 アメリカのソフト・パワー戦略』, 岩波書店
- 村田晃嗣, 1997, 「防衛政策の展開 — 「ガイドライン」の策定を中心に」, 日本政治学会編, 『年報政治学』, 岩波書店
- 矢部宏治, 2014, 『日本はなぜ, 「基地」と「原発」を止められないのか』, 集英社インターナショナル
- 吉田敏浩, 2010, 『密約—日米地位協定と米兵犯罪』, 毎日新聞社
- 吉田敏浩・新原昭治・末浪靖司, 2014, 『検証・法治国家崩壊—砂川裁判と日米密約交渉』, 創元社
- 琉球新報社編, 2004, 『外務省機密文書 日米地位協定の考え方 増補版』, 高文研
- 若泉敬, 1994, 『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』, 文藝春秋(2009年改訂版)
- 和田聖仁, 2014, 「TPPの知られざる真実—年次改革要望書からTPPへ 米国主導の「日本改造計画」(Social Change)25年」, 『消費者法ニュース』(耕文社)No.99